

2015年11月10日

国立大学法人
鹿児島大学
学長 前田芳實 殿

国立大学法人
鹿児島大学教職員組合
中央執行委員長 坂本育生

団体交渉の申し入れについて

国立大学法人鹿児島大学教職員組合（以下、鹿大教職組）は、日本国憲法をはじめ労働基準法、労働組合法、労働関係調整法に定められた権利に基づいて、国立大学法人鹿児島大学（以下、鹿児島大学）に対し、この文書をもって、下記の事項について団体交渉を要求します。下記事項に対する、鹿児島大学執行部（学長及び理事）の誠意ある判断と責任ある回答及び誠実な対応を求めます。なお文書による回答が可能なものについては、文書による回答を求めます。

1. 賃金水準の改善について

いわゆる給与制度の総合的見直しに伴い、本学でも強行された2015年1月昇給の1号給抑制及び4月1日からの本給の平均2%引き下げ（3年間は現給保障）により、我々鹿児島大学教職員の賃金水準は低下しました。今後この総合的見直しの目的の一つである地域手当の増額が行われると、その恩恵を受ける他の国立大学法人と鹿児島大学の教職員の賃金格差は、ますます広がっていくものと考えられます。このような鹿児島大学教職員の賃金水準についてどのように認識しておられるのか、見解を伺いたい。またこのような状況を踏まえ、本年8月の人事院勧告の本給表平均0.4%、期末・勤勉手当の0.1月分引き上げを最低線とする賃金改善を要求します。

また鹿大教職組が2014年10月9日付け「団体交渉の申し入れ」で要求した事項に対する回答として提出された、平成26年12月25日付「団体交渉の申し入れについて（提出）」のなかで、激しい降灰状況を考慮して検討するとされている高隅演習林技術職員への山上等作業手当の増額についての検討状況についてお答えください。

2. 学長裁量経費と部局予算配分について

平成27年度の学長裁量経費の大幅な増額に伴い部局配分予算が大幅に減額され、各教員に配分される教育・研究費は、もはや最低限の学生教育にも支障が出

るようなレベルとなっています。一方各部局に配分された学長裁量経費はその用途に種々の制限があり、効果的に使えない状況も生じています。このような現状をふまえて、平成 28 年度予算においては、各教員に最低でも平成 26 年度なみ以上の教育・研究費が配分されるような部局配分予算を確保するよう求めます。

3. 教員人事管理について

平成 27 年 7 月 9 日に学術研究院会議で承認されたとして事務よりメール配信された「教員人事管理基本方針について」によると、第 3 期中期計画期間中の人件費削減見込み分と大学改革に必要な教員人件費ポイントの確保のために、平成 28 年 3 月 31 日定年退職職員と平成 28 年度途中退職職員の後任不補充と、第 3 期中期計画期間中の各部局の人件費ポイント削減を実施することになっています。各部局の人件費ポイントの削減は教員の昇格に大きく影響し、退職教員の後任不補充は担当する授業の増加につながります。このように教員の人事管理は教員の労働条件に大きな影響を与えるものであることを十分認識されて、労働条件の悪化ができるだけ小さくなるよう求めます。また配信された「教員人事管理の基本方針について」では、人件費削減見込み額や大学改革に必要な人件費ポイントの算定の根拠が理解できません。教員に対するわかりやすく丁寧な説明を求めます。

4. 技術系職員の昇任の手続きについて

技術系職員の昇任の手続きに関しては、我々鹿大教職組の要求に応じていただき、「全学合同技術部研修」における「昇任・昇格・昇給の要項」の説明等をつうじて、業績等に基づく所属長からの推薦により、勤続年数、実務経験及び勤務成績の評価を踏まえて決定していることが明らかにされました。また所属長の推薦にあたっては、事務職員の相当する職（技術専門職員：係長相当、技術専門員：課長代理相当）の年齢及び経験年数が必要な事も示されました。（但し具体的な数字は示されていない。）

我々鹿大教職組がこの問題を要求してきた背景には、技術職員の中に特に技術専門員への昇任に関する不公平感があり、その決定過程の透明化の要望があったからです。このことは技術職員に求められる、技術の向上や研究業績をあげることに對するインセンティブにもつながります。今後この過程について、どの程度明らかにしていくつもりか、見解をお示しください。

また鹿大教職組が 2015 年 3 月 11 日付け「第 2 回団体交渉の申し入れについて」で要求した事項に対して提出された、平成 27 年 7 月 14 日付回答文書のなかで、平成 28 年度実施を目途に実施するとされている「技術系職員の昇任の資

格を明確に定めること」の進捗状況についてお答えください。また同文書の中で今後想定されるとしている、技術部の全学的な組織化と技術系職員の人事の一元管理についてご説明ください。

5. 自由な組合活動の保障について

鹿児島大学は労働組合の重要性を十分に理解され、組合活動に対して正しく対応されてきたものと認識しています。組合活動にともなう言動により、教職員の処遇（昇給・昇格・人事異動など）が影響を受けるようなことは、これまでも無かったしこれからも決して無いと認識しておりますが、このような理解でよろしいかご見解をお示しください。

鹿大教職組は事務職員の組合員数が非常に少なく、我々はこれは健全な職場の姿ではないと認識しており、労働環境の改善を進めるために、事務職員の皆さんへ組合加入を呼びかける活動を行っていかうと考えています。休憩時間や勤務時間外に、組合加入を呼びかける活動を行う自由を保障することをご確認願います。

また新規採用職員への研修において、鹿大教職組の説明をする場を設けていただくよう要望します。

5. あおぞら保育園の管理運営について

学内の保育施設、あおぞら保育園はこれまでの経緯から鹿大教職組が管理運営にあたってきました。しかし鹿大教職組の中央執行体制の縮小に伴い、担当者が十分な責任を果たすことが困難な状況になってきています。あおぞら保育園の今後のあり方について、鹿児島大学と鹿大教職組による協議を早急に開始することを求めます。